注　狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。

Ｄ３１８　尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）　1,000点

注　膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ３１９　腎盂尿管ファイバースコピー（片側）　1,500点

Ｄ３２０　ヒステロスコピー　220点

Ｄ３２１　コルポスコピー　210点

Ｄ３２２　子宮ファイバースコピー　800点

Ｄ３２３　乳管鏡検査　800点

Ｄ３２４　血管内視鏡検査　1,700点

注１　血管内視鏡検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。

２　呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ３２５　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法　3,600点

注１　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、それぞれ10,800点又は3,600点を所定点数に加算する。

２　カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

３　エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号Ｅ４００に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第４節　診断穿刺・検体採取料

通則

１　手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。

２　処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分

Ｄ４００　血液採取（１日につき）

１　静脈　25点

２　その他　６点

注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、20点を加算する。

３　血液回路から採血した場合は算定しない。

Ｄ４０１　脳室穿刺　500点

注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｄ４０２　後頭下穿刺　300点

注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｄ４０３　腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）　220点

注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｄ４０４　骨髄穿刺

１　胸骨　260点

２　その他　280点

注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｄ４０４－２　骨髄生検　730点

注　６歳未満の乳幼児の場合には、100点を所定点数に加算する。

Ｄ４０５　関節穿刺（片側）　100点

注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｄ４０６　上顎洞穿刺（片側）　60点

Ｄ４０６－２　扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺（片側）　180点

Ｄ４０７　腎嚢胞又は水腎症穿刺　240点

注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｄ４０８　ダグラス窩穿刺　240点

Ｄ４０９　リンパ節等穿刺又は針生検　200点

Ｄ４０９－２　センチネルリンパ節生検（片側）

１　併用法　5,000点

２　単独法　3,000点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、１については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、２については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

Ｄ４１０　乳腺穿刺又は針生検（片側）

１　生検針によるもの　650点

２　その他　200点

Ｄ４１１　甲状腺穿刺又は針生検　150点

Ｄ４１２　経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）　1,600点

Ｄ４１３　前立腺針生検法　1,400点

Ｄ４１４　内視鏡下生検法（１臓器につき）　310点

Ｄ４１４－２　超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（ＥＵＳ－ＦＮＡ）　4,000点

Ｄ４１５　経気管肺生検法　4,000点

注１　ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ＣＴ透視下に当該検査を行った場合は、ＣＴ透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。

Ｄ４１５－２　超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（ＥＢＵＳ－ＴＢＮＡ）　5,500点

Ｄ４１６　臓器穿刺、組織採取

１　開胸によるもの　9,070点

２　開腹によるもの（腎を含む。）　5,550点

注　６歳未満の乳幼児の場合は、2,000点を加算する。

Ｄ４１７　組織試験採取、切採法

１　皮膚、筋肉（皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。）　500点

２　骨、骨盤、脊椎　2,300点

３　眼

イ　後眼部　650点

ロ　その他（前眼部を含む。）　350点

４　耳　400点

５　鼻、副鼻腔　400点

６　口腔　400点

７　咽頭、喉頭　650点

８　甲状腺　650点

９　乳腺　650点

10　直腸　650点

11　精巣（睾丸）、精巣上体（副睾丸）　400点

12　末梢神経　620点

13　心筋　5,000点

注　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、100点を加算する。

Ｄ４１８　子宮腟部等からの検体採取